

## 論 説

のれんの減損会計  
—発生プロセスと公正価値測定を中心として—

藤 田 敬 司

## 目 次

- はじめに  
I. のれんは償却資産か非償却資産か  
II. M&A取引のプロセスとのれんの発生過程  
III. のれんの減損テスト  
IV. 減損会計の理論と実務  
おわりに

## は じ め に

M&Aによって、スケールとスコープを拡大し、相乗効果を高めることに成功する企業がある一方、タイムワナー・AOLのように合併は最大の失敗だったと反省する企業も多い。M&Aの過半数は失敗ともいわれる。失敗が表面化しないまでも、M&A後に期待したような業績向上がみられない例を含めれば失敗の比率は更に高まるであろう。ダイムラー・クライスラーのように、対等合併を装い、のれんの発生を回避しても、カルチャーの違いによって失敗することもあるが、失敗が表面化する兆候の一つにのれんの減損がある。

欧米の連結会計においてはいうまでもなく、わが国の企業結合会計基準や会社計算規則においても、M&A会計におけるのれん(Goodwill)は、「企業合併や買収の対価と、対象企業の純資産に占める公正価値持分の差額」と定義される。超過収益力といったような定性的な定義ではなく、単なる計算差額としか定義されていないところにのれんの魔性または複雑性が潜んでいる。わが国の連結会計という連結調整勘定は、親会社の投資と被投資会社である子会社資本の時価評価持分との単純差額は、最近のれんと呼ばれるようになったが、それは単なる計算差額であり、依然として実体が不透明であることに変わりはない。

古くはCanning [1929]の時代においても、のれんの本質については際限のない、それでいて成果のない議論が行われていた。当時の議論では、会社のレピュテーションであろうと、ブランドネームであろうと、企業全体の価値と個別の物的資産負債の差額がのれんであり、のれん与其他無形資産が区分されていなかった(p.38)。ブランド価値とのれんは、今日のわが国でもしばしば混同して使われることが多いが、いまやブランドは優れた事業活動や製品への顧客信頼度の集積であるのに対して、のれんは事業の買収価額と個別に識別可能な資産負債価値との差額であると区別される。ブランドは個別に識別可能な資産であり、それ自体が単独で

売買されることがある。これに対して、のれんは、最近の会計上の定義によれば、企業支配の獲得時に認識される、個別には識別することも取引することもできない、特殊な無形資産の一種である。定義はそこまでであり、それ以上の定性的な定義は難しい。ただし、米国の企業結合会計基準 SFAS141 およびその改訂版 SFAS141R には、単純差額を 6 つのコンポーネントに分析し、被買収企業の経営資源から生まれるシナジー効果と買収企業の経営資源との協働から生まれるシナジー効果をコアのれんとする努力を呼びかけている。のれんのコンポーネント分析は会計基準とするまでには至らず、努力目標とせざるを得なかったところに、のれん会計の難しさが潜んである。

これからの国際会計基準への収斂において、わが国の企業結合会計が直面する試練は持分プーリング法の全面禁止であり、パーチェス法が強制適用される事態となったあとに必ず浮上すると思われる課題はのれんの規則的償却法と減損テスト法の対立である。

パーチェス法を強制適用するならば、のれんは規則的償却をやめて、すべて減損テストで対応しなければならないという必然性はない。パーチェス法とのれんの非償却は論理的に一体であるともいえない。SFAS141 によるのれんの償却禁止は、持分プーリング法禁止に対する実務界への見返りであった可能性もある。しかし、のれんは償却資産か非償却資産か、規則的に償却すべきか、減損テストのみで良いかという論争は、わが国でも平行線を辿っており、これからも企業結合会計、無形資産会計、減損会計の大きな論点となろう。

本稿は、のれん（その他無形資産を含めて）が発生するプロセスに焦点を絞ることによって、のれんの複雑性を解明し減損会計のあり方を考察することを目的とする。まず I 章では、のれんの本質についての抽象的論議を振返る。II 章では、のれんが発生する M&A プロセスと、対価と個別資産負債の差額であるのれんの計算式に沿って、また米国 FASB の改訂企業結合会計基準 SFAS141R に基づいて、対価・資産・負債の公正価値測定を徹底することが、いかにのれん金額の決定に影響するかを分析する。

III 章と IV 章では、のれんの減損テスト法の違いを明らかにした上で、減損テストの運用如何によっては減価償却に近似した成果を得られることを示す。

## I. のれんは償却資産か非償却資産か

### 1. のれんの定義

無形資産は通常、「識別可能な非金融資産、物理的実体のない資産」と定義される。無形資産の一種であるのれんは、国際会計基準 IAS36 (2006) の定義によれば、M&A において取得者が払う対価から発生し、将来の経済的便益をもたらす資産であるが、「個別に他と分離して識別することが不可能な資産である」(IFRS3, Appendix A の定義)。識別可能性がないということは、他の資産グループから独立してキャッシュフローを生み出すことはできず、単独

では処分できない。この点がのれん与其他無形資産の違いである。

この定義は、のれんを、連結調整勘定のような計算上発生した差額とするのではなく、できるだけその性質から定義しようと努めている。とはいっても、IAS36の本文では、「取得原価を公正価値で測定した個別資産負債に配分したあとに残った超過額である」と認めている（par.51）。のれんの実体はやはり、一片の言葉による定義には収まらないのである。

## 2. のれんの発生後の処理

### 【米国におけるのれん会計の変遷】

1970年当時の米国では、ある企業は恣意的にのれんの償却期間を短く設定して利益を過小表示し、他の企業は逆に長く設定することによって、利益を過大表示していた。APB17は、各種使用権がそうであるように、のれんは営利活動にいくら使われても決して消耗しない資産であり、その使用可能期間は測定できないという非償却説も併記しているが、当時としては「資産費用繰延説」の呪縛から逃れることはできず（par.21）、プラクティカルソリューションとしては、期間設定により（結果的には最小期間はなく、最長期間40年以内であったが）規則的（straight-line）に償却することとした（pars.8,23）。

1999年の無形資産会計基準の改訂草案は、のれんの償却期間を上記40年から20年に短縮しようとした。のれんは償却資産であるが償却期間を予測できない。できることは恣意的な償却期間の設定を極力抑えることだけであった。

2001年に企業結合会計基準の改訂版SFAS141が持分プーリング法を禁止すると同時に、無形資産会計基準の改訂版SFAS142も公表されたが、FASBはのれんの償却を禁止し（par.16）、永年の償却・非償却論争に休止符を打った。そこで注目すべきは、のれん以外の其他無形資産については償却資産と非償却資産に区分し、取得後の会計処理を定めていることである。すなわち、法的にまたは契約上使用可能期間が限定されている無形資産はその期間内に償却（amortization<sup>1)</sup>）し、耐用年数が無限定のものは減損対象としている<sup>2)</sup>。

### 【英国におけるのれん会計の変遷】

英国会計はいまやIAS／IFRSへと収斂し、独自色がほとんど失われたように見えるが、一口にアングロサクソンといっても、米国会計とはものの考え方異なり、ユニークで伝統的な会計文化があった。無形資産会計に限っても、米国基準を性悪説とすれば、英国会計は性善説であった。“true & fair view”を最上位の会計理念に位置付け、その理念に適うならば、

---

1) 無形資産の償却（amortization）では、耐用年数後の再使用や第3社への処分価値を明確にするものがない限り、原則として残存価値（residual value）はゼロと推定して計算する（SFAS142, par. 13）。

2) 藤田敬司[2005] 第7章、226頁、表2参照。

会社法が求めていたのれんの規則的償却すら必要としなかった。さすがに 1998 年適用開始の FRS10「のれんおよび無形資産会計基準」以降は、SSSP22 が第 1 法としていた抹消法（のれん発生時に全額を一挙に剰余金と相殺消去する elimination 法）は廃止されたが、のれん償却資産説と非償却説の共存は残った。

FRS10 では 20 年以内に規則的に償却するのが第 1 法であったが、のれんの耐用年数が無限とみられるときは非償却とし減損テストに委ねる第 2 法も認められていた。M&A で取得したのれんを「投資原価と個別資産負債価値を結ぶブリッジである」という定義からも窺えるように、買入のれん自体が独立の資産ではなく、マネジメントが説明責任を負う投資の一部という見方がその背景にあったと思われる。

### 3. のれんの非償却処理への変更理由

では SFAS142 が非償却説に急に傾いたのはなぜだろうか。その背景説明はいう。公開草案に対する回答に、「のれんには規則的に価値が下落しないものがあり、規則的償却は経済実体を反映せず有益な情報を提供しない」という意見があり FASB はこの意見が正しいことを、14 社にわたるフィールドワークを通じて再確認した (pars.B79～80)。この唐突な非償却説への変更はさまざまな憶測を呼んだ。たとえば、のれんの非償却化は持分プーリング法廃止の代償ではないかというものがある。憶測はこれ以上詮索しても意味がない。

なお、IFRS3 (2005) が非償却説に傾いた事情も上記 SFAS142 とほとんど同じであり、とくに新鮮みはない (par.BC136～142)。

IAS22 はベストの見積りによる有効期間にわたる規則的償却を求めてきたが、IFRS3 および IAS36 は少なくとも年一回あるいは減損の兆候がみられる都度減損テストを行うように変更した。

IFRS3 の結論の基礎によると、のれんが消費され内部創設のれんと置き換わるとしても、その有効期間を予想するのは不可能である。規則的償却は恣意的であり、有用な情報を提供しない。よって、どのようなパターンで価値が減少するかは事後的に判断するほかない (par.BC140)。

SFAS141 と IFRS3 によるのれん非償却処理に共通するところは、のれんという無形資産の寿命を無理に予想して規則的に償却するよりも、のれんの価値が何らかの事情から低下したときには、事後的に減損を認識する。その方がより価値の高い情報を提供できるという。

### 4. わが国におけるのれん償却資産説または規則的償却説

企業結合会計基準の設定に関する意見書 (2003) は、のれんを規則的に償却することを適切な会計処理とした拠り所は、取得原価と収益費用対応による利益観であるが、その内容をも

う少し詳しくみれば、次のように整理することができます。

- ①のれんは投資原価の一部であり、投資原価を超える超過回収額が真の利益とみることができる
- ②のれんを規則的に償却する方法は、そのような利益観と首尾一貫する
- ③規則的償却は、企業結合の成果たる収益と償却費用を対応させることができる
- ④取得したのれんは時間の経過とともに自己創設のれんに入れ替わる可能性があり、取得したのれんの非償却は自己創設のれんの計上になる
- ⑤のれんの効果のおよぶ期間を合理的に予測することは困難であるが、だからとってのれんの減価をまったく認識しないよりも、規則的に償却する方が合理的である
- ⑥減価しないのれんがあるかも知れないが、その部分だけを分離区分することは困難であり、分離不能部分を含めて規則的に償却する方が合理的である

他方、のれんを償却しない減損テスト法に対して次のように反論する。

- ⑦のれんが超過収益力を表すとみると、競争の進展によって通常はその価値が減少するはずである。非償却はその際ののれん価値の減価を無視することになる
- ⑧超過収益力が維持されている場合、それは企業結合後の追加的投資や追加的努力によって補完されていることが多い。それにもかかわらずのれんを償却しないことは、追加的投資による自己創設のれんを計上していることに等しい
- ⑨のれんの減損処理には、のれんの評価方法を確立する必要があるが、そのために対処すべき課題が多い

以上のような意見書内容を上記1～3項の欧米におけるのれん会計の変遷と比較すると、1970年公表のAPB17および1998年適用開始のFRS10に近い段階にあり、取得原価主義と収益費用中心観の立場にあるといえる。すなわち、あたかも有形固定資産の取得価額を繰延費用とみだてて償却によって利益と見合わせて費用配分するように、のれんを規則的に費用処理しようとしている。⑦には「競争の進展によって通常はその価値が減少するはずである」という仮言的陳述がみられる。この陳述は暗に「価値が減少しないのれんもある」ことを認めている。最後の⑨では、のれんの公正価値測定方法をみいだすことができれば、規則的償却に代えて減損処理を受入れる可能性も示唆している。あらゆる可能性に対応しようとする柔軟さがある。ところが、英国のFRS10のように両論を併記し、いずれを選択するかは企業の判断に委ねるようなことはしていない。

## 5. わが国におけるのれん非償却資産説または減損処理説

前記3でみたように、SFAS141とIFRS3に共通する非償却処理への変更理由は、事前予想による規則的償却よりも、事後的なのれん価値測定による減損の方が、投資家への会計情報

価値が高いという信念である。ここでいま一度その点を整理すれば、事前（アプリオリ）見積りによる規則的償却は耐用年数期間に取得原価を費用配分することであり、減損処理は事後（アドホック）的なのれん価値評価による情報の提供である。

わが国には、のれんは事前見積りによる規則的償却よりも、事後的評価による減損処理をよしとする意見としては醍醐 [2007] がある。その指摘するところによれば、わが国企業結合会計基準には、買収差額からのれんをどのように分離するのか、のれんのどのような要素から構成されているのかといった点について分析的な検討がない。規則的償却説の先験的解釈については、論証に耐えるような実証的研究がない。競争優位の源泉としてののれんの価値は、かならずしも一過性ではなく、激しい競争のなかでも産業内で際立って高い利益水準を維持している企業も見受けられる。結論として、「のれん価値の減価を予測することは不可能であり、それを無造作に超過収益力とみて規則的に償却するよりも、アドホックに減損処理する方が経営実態にあった会計処理といえる」という。

確かにそうである。というのは、ミシェル・フーコーがいうように「人間とは奇妙な経験的＝先見的 2 重体である」（『言葉と物』）。先見的といっても何らかの経路から得た過去の経験に頼って判断している。アドホックな経験値を無視したアプリオリな判断はあやうい。たとえば、建物の償却耐用年数は材質や構造によって決まるが、実績が豊富だからである。ところが、のれんには似たものがほとんどない。よってアドホックな価値評価法が優れているといえる。

本稿は、この意見が主張するように、のれんがどのような要素から構成されているかを分析するものであるが、方法としては、のれんという無形資産の概念的な要素分析ではなく、M&A 取引のプロセスに立ち帰ってのれんの発生過程を追い、その内容分析を行い、そこから減損テスト法の適切性を導き出すことにする。

## II. M&A 取引のプロセスとのれんの発生過程

図表 1 「M&A 取引とのれんの発生過程」では、M&A の一般的なプロセスを Stage I, II, III, IV に分けている。会計処理は Stage III で行われるが、のれんを含む買収価額の総額が決まるのは Stage II である。

### 1. のれんを含む買収価額の決定プロセス (Stage II)

1) そこではまず、友好的買収か敵対的買収か、競争相手がいるかないかによって買収プレミアム (Acquisition Premiums) の多寡が決まる。ホワイトナイトや競争相手の出現が高いプレミアムを払う原因になることは容易に考えられる。プレミアム金額の多寡が M&A 後の業績に正比例するとすれば、それはのれんとしての価値があるといえるが、後でみるように、高いプレミアムはシナジー効果とは必ずしも関係がなく、その後の業績にネガティブインパクトを

図表 1 M&A 取引とのれんの発生過程

Stage	Procedures & Processes
I	投資戦略→成長戦略→内部成長か外部成長か→ M&A 対象企業の選定と企業価値の評価 有価証券報告書等公表されている資料から過去および現在の財務状況を分析し将来収益力を予測する
II	①基本契約の締結→公表→友好的買収または敵対的買収（Hostile TOB）へ 法務、業務、財務面の Due-Diligence(精査) Bargaining, Negotiation 結合形態、買収価額、決済手段（現金、株式交換比率等）、決済時期等決定 ②最終合意と公表 ③買収実行（Acquisition）
III	①買収企業の識別（対等合併等における買収企業の決定） ②取得原価＝対価の公正価値による買収価額（直接取得費用を含めるかどうか） ③識別可能な取得資産・引受負債に対する取得原価の配分（公正価値評価が課題となる） ④被買収企業の偶発債務と無形資産の認識と公正価値測定 ⑤残余：[対価－（資産－負債）]＝のれん（または負ののれん） ⑥のれんのコンポーネント分析とコアのれん以外の修正処理
IV	買収先の経営統合とのれんの減損テスト

（出所：筆者作成）

与えるだけという報告もある<sup>3)</sup>。

2) デューディリジェンス（Due-Diligence, 相手の事業性・財務内容・法的リスク等の精査）のプロセスと結果は、そのまま買収価額の決定につながるわけではないが、研究開発費や広告宣伝費として費用処理済みの無形資産など、オフバランスの個別資産負債の認識測定、さらには買収側の経営資源との相乗効果の期待を通じて、のれんを含む買収金額の決定に大きく影響する。

3) バーゲニングとネゴシエーションは、のれん（または負ののれん）発生の大きな原因となる。相手は相手株主の利益を守るのに必死であり熾烈な駆け引きが行われる。ときには席を立つ覚悟がなければ正体不明ののれんが発生するともわれる<sup>4)</sup>。

4) 決済手段が現金であればその額面金額イコール買収金額であるが、株式であればいつの株価をとるかによって買収金額が変わり、のれん金額が変わる。米国の企業結合会計基準 SFAS141 は「結合条件の合意日、公表日前後の株価」であるが、その改訂草案では、「支配獲得日の株価」で測定する方向である。M&A 取引は交換取引であり、買収対象もその対価も交換日の公正価値で測定すべきであるから、公正価値の測定日は合意日や公表日ではなく、支配獲得日（acquisition-date,）の株価で測定するのは理に適っている。しかし、最終合意日と公表日から買収実行日まで数ヶ月から半年も経過すれば、その間に株価が変動し、買収実行価額は合意した予定価額から乖離することは避けられない。

5) M&A 実行のために支払ったコンサルタント、弁護士、不動産鑑定士、会計士に対する報酬など直接関連経費はこの段階で発生する。直接関連費用といっても、実務では最終合意日や

3) Sirower, M. L.[1997] Chapter 5

4) 同上, Foreword

公表日以降発生分に限られるかも知れない。

## 2. 買収金額の個別資産負債への配分と残余としてののれん (Stage III)

Stage IIIは具体的な会計手順である。のれん金額は次の計算過程を経て決まる。

- ①買収企業の識別 (対等合併等における買収企業の決定)
- ②取得原価＝対価の公正価値による買収価額 (そこに直接取得費用を含めるかどうか)
- ③識別可能な取得資産・引受負債に対する取得原価の配分 (公正価値評価が課題となる)
- ④被買収企業の偶発債務と無形資産の認識と公正価値測定
- ⑦残余：[対価－(資産－負債)]＝のれん (または負ののれん)
- ⑧のれんのコンポーネント分析とコアのれん以外の修正処理

上記の計算過程から明らかになるように、対価 (現金以外の対価、とくに買収企業が発行する株式) およびオンバランスおよびオフバランスの個別資産負債の公正価値測定が、のれんの大きさを大きく左右する。国際的会計基準では企業結合会計基準と無形資産会計基準が連動して改訂されることが多く、公正価値測定基準の整備が進んでいる一方、わが国ではこれから整備されようとしている。

わが国の企業結合会計基準の実務指針は、その点を問題とせず、次のようにいう。「識別な資産負債への配分は時価 (市場価格または合理的に算定された価格) による (項目 53)。ただし、被買収企業の適正な帳簿価額によることもできる (項目 54)。」

また、資本連結手続の実務指針においても同様であり、次のように規定している。

「市場価格があるものとなないものがあり、取得後継続使用するものと売却するものがあるため、個々の項目毎の具体的な時価評価方法は扱わないこととした (項目 55)。」

以上のようなわが国の現状とは対照的に、国際財務報告基準 IFRS3R (2008) および SFAS141R (2007) では公正価値測定をますます徹底する方向へと改訂されている。

## 3. SFAS141R と IFRS3R によるのれんの計算過程

改訂基準 SFAS141R の第 1 の特徴は、公正価値測定を徹底していることである。APB16 (1970) の取得原価主義を色濃く引継いだ SFAS141 とは異なり、改訂草案の段階から想定されたことではあるが、いままでの例外を絞り込み、公正価値測定の範囲を拡大している。以下では、のれんの金額決定に関係する点に絞って改訂内容を検討する。

### 1) 株式対価は合意日・公表日ではなく支配獲得日に公正価値を測定する

M&A 取引は交換取引であるから、買収対象もその対価も交換日の公正価値で測定すべきであり、公正価値の測定日は合意日や公表日ではなく、支配獲得日 (acquisition-date) で測定する。



SFAS141R の背景説明によれば、SFAS141 が公正価値測定日を「結合条件の合意日、公表日前後の株価」と幅広く定義していたのは、その前身の ARB51 を引き継いだからである。対価としての株式を、合意日や公表日前後という裁量の働く余地がある日や期間ではなく、支配獲得日（株式交付日）の株価で測定するのは、そのときには M&A を公表したあとであり、公正価値測定の趣旨を徹底することになるという。この改訂が対価の金額にどのように影響するかについて決定的なことはいえないが、単純に合意日・公表日から買実行日までの期間に株価が下がると仮定すれば、対価は減少しのれんも減少する<sup>5)</sup>。ただし、著しい株価下落には交付株式数の増加による調整が行われるであろう。

## 2) 段階取得における既投資持分も支配獲得日に再度公正価値を測定すること

取得者は支配獲得日に先行して、被取得企業にすでに出資していることがある。そのような出資持分についても支配獲得日に公正価値を測定し、簿価との差額を損益認識するよう求めている (par.47~48)。支配獲得日を公正価値測定の基準日として統一し、測定を徹底する期間を1年としている。支配の論理を徹底すればこうなるが、過去の取得価額についての公正価値評価差額を損益認識するのは、取得原価主義とは真っ向から対立する。

段階取得における過去の投資分を含めた支配獲得日の公正価値測定がのれん金額の決定に与えるインパクトはどうか。先行取得株式についてキャピタルゲインを認識すれば、その対応額はやはり追加発生のれんとして認識せざるを得ない。ところが、10%程度の先行投資であれば、その他有価証券 (available for sale) と分類され、その簿価は時価評価され、見合いの評価差額は純資産の部またはその他包括利益に計上されているはずである。また、20%以上の先行投資であれば、関連会社株式として持分法が適用され、見合いの評価差額相当額はすでに持分法損益に反映されている可能性がある。したがって、段階取得投資の再評価がのれんに与える影響は、ケース・バイ・ケースで異なるが、どちらかといえば増加要因である。

## 3) 条件付き資産負債の認識

偶発事象が発生することを条件とする資産負債は、現行基準では事象発生がほぼ確実になっ

---

5) 井上光太郎他 [2006] によれば、株式対価による買収は買収会社による新株発行であり、新株発行による資金調達、株価が割高であるというシグナルを市場に送ることになる。結果として、新株発行のアナウンスメントに対して、株価はマイナスの反応を示す (58 頁)。公表日前後の株価に比べて、支配獲得日の株価が下落することが多いのは、このほかにも、買収企業における、新株発行による1株当たり純資産や純利益の希薄化 (dilution)、相対的な業績不振、市況全体の下落などといった理由が考えられる。買収会社の好決算公表や市況全体の上昇によって逆の現象も起こる。公表された合意日の株価と株式数通りに買収を実行すれば、株価下落の原因如何によっては、負のれんが発生し、株価上昇の原因によっては自己創設のれんが発生することになる。かといって、株価の公正価値は合意日の株価によって測定すべきであるということにはならないであろう。あくまでも当事者が合意した価値で買収を実行し、しかも被合併・買収企業の株主総会で承認を受けるには、株式数の増減による対価を調整することもあり得る。

たときに認識すればよいが、改訂基準は契約による contingency を条件とする資産負債はすべて支配獲得日に認識するよう求めている (par.24)。

契約によらない contingency もまた、支配獲得日に概念ステートメントによる資産負債の定義を満たす可能性があるときは、やはり支配獲得日に認識するよう求めている。これは、概念ステートメントという偶発資産負債の認識基準とは異なる、上記 2) と同様の、支配獲得日における公正価値による測定基準である。のれん金額決定に与える影響は一律ではなく、条件付き資産負債の公正価値の測定結果次第である。

#### 4) 買収関連費用の費用処理

これも SFAS141R による M&A 会計の大きな変化である。M&A に直接関連した費用であっても、支配を獲得した企業の取得価額の一部として扱うのではなく、いまやすべて発生時に費用処理するよう求めている (par.9)。

FASB が観察したところ、費用は対価や対象資産負債の公正価値を構成していないというのが改訂理由である。M&A 部門のような内部費用であろうと、コンサルタント・弁護士・会計士・鑑定士のような外部へ払った直接経費であろうと、その費用が成功案件関連であろうと失敗案件関連であろうと、すべて役務を享受したときに消費している。よって M&A とは無関係な取引であり、資産性はみとめられないという。

では SFAS141 や IFRS3 はなぜ直接費用の資産化を認めてきたのだろうか。一般的な資産取得に係る費用の資産化処理 (the cost-accumulation model) はいわゆる GAAP が認めるところであるが、一般的な資産取得はこの企業結合会計基準の対象外であるという。

他方では、デューデリジェンス費用等は一旦売手に代理払いしてもらい、取得価額の一部として対価に込めて支払うような裏技が横行することを FASB はしきりに懸念している。懸念を払拭するために FASB は、売手への支払内容を吟味し、取得価額にはモノ・サービス代金を除くよう求めている。もし偽装払いが行われれば、費用処理されなかった直接費用は残余価値としてののれんの一部になるだけであるから、のれんのコンポーネント分析の重要性が一段と高まることになる。直接関連費用の費用処理によって、対価への加算項目はなくなり、のれん金額は確実に縮減する。

なお、対価として社債や新株を発行する費用については、現行基準は対価控除方式をとるよう規定しているが、改訂基準は GAAP に委ねている。社債発行費用も新株発行費用も、繰延資産処理または費用処理ではなく、対価控除方式とすれば、のれん金額はさらに縮減することになる。

#### 5) 取得原価の個別資産負債への配分

現行基準 SFAS141 には、取得価額の個別資産負債への分配に関するガイダンスがある (par.7)。ところが、SFAS141R にはそれが見当たらない。SFAS141 による個別資産負債の評価は、APB51 を引き継いでいるから、あるものは歴史的取得原価でありあるものは公正価値と使い分け、いわゆる混合アプローチを採用している。これに対して、支配獲得日における公正価値測定を徹底する SFAS141R は、例外はオペレーティングリースと保険関連の 2 つに絞り、他はすべて SFAS157 (公正価値測定基準) をはじめとする他の GAAP によって、支配獲得日の公正価値で測定するよう求めている (par.20)。個別資産総額が負債総額を公正価値ベースで上回り、純資産の公正価値は簿価を上回るのが通常であるから、対価と純資産の公正価値の差額であるのれんは当然縮減する。M&A で取得した棚卸資産と事業用固定資産を公正価値測定して引き継ぐことは、その在庫を売りつくすまではグロスマージンは低迷し減価償却負担は重くなるが、のれん金額は減少する。

#### 6) 仕掛り研究開発費 (in-process R&D = IPRD)

被取得企業の仕掛り研究開発費は、SFAS141 の解釈指針では原則として費用処理であったが、SFAS141R では無形資産認識に変わった。変更理由は、M&A で取得する仕掛り研究開発費は、取得者は将来の経済的便益を期待して対価を支払っている、そこに期待される将来の経済的便益の確実性は、概念ステートメント 6 号でいう資産の “probable” 要件を満たす、よって不確実性は無形資産の公正価値測定に反映すべき、という 3 点である。

米国 GAAP における研究開発費は、企業結合会計基準とは別の SFAS2 (1974) によって、研究費も開発費もすべて発生時に費用処理するものとされてきた (par.12)。費用処理の根拠は、研究や開発が成功し便益を生む確率があまりにも低い (研究費で 2%、開発費で 15%) からである (par.39)。それが、一重に IFRS3 とのコンパレンスのためであろうか、成果は “probable” となり、原則として無形資産化することとなった。

他方、IFRS3 はもともと、IAS38 による無形資産の定義を満たし信頼性をもって測定できるものは取得日の無形資産として認識するよう求めている (par.45)。公正価値測定を徹底する IFRS3R はさらに、IPRD が成果を生むに至る確度が “probable” とはいえないとして資産化に反対する意見を一蹴し、M&A で買収会社が相手会社の IPRD に注目しそれを有償で買ったという事実は資産の定義を満たすものであり、不確実性の度合いは価値測定に反映させればよいという (par.BC152)。信頼性をもって測定できないではないかという批判に対しては、信頼性 (reliability) とは正確性 (precision) とか確実性 (certainty) まで求めていないという (par.BC153)。

カッシーラーがいうように<sup>6)</sup>、概念とは、「経験の可能性の基礎となる無数の結合を鑄造するものである」から、probable という概念が状況に応じて多様に解釈されるのはやむを得ない。他方、「概念が働くのは経験的な個々の所与の分散状態を克服し、それらを結びつけて一個の連続体に仕立て上げるというかたちである」から、あまりにも融通無碍でフレキシブルな解釈が横行すれば、概念フレームワークの安定性や信頼性は損なわれるであろう。

因みにわが国企業結合会計基準では、「取得企業が取得対価の一部を研究開発費等（ソフトウェアを含む）に配分したときは、当該金額を配分時に費用処理する。」（三2（3））すなわち、M&A の結果取得した IPRD は、社内で発生した研究開発費等と全く同じように費用処理する。開発費の資産化だけでも大きな課題であるが、それに加えて IPRD の資産化という一層重い課題が突きつけられている。

いずれにせよ、IPRD の費用処理から、M&A で取得した無形資産として認識する方向へと変更することは、のれん金額の決定においては縮減要因である。

## 7) リストラ費用

取得企業が被取得企業の事業の一部を停止する計画があり、そのために必要となるリストラ、非自発的退職、配置転換等に係る費用については、M&A 時に負債認識すべきであった（緊急問題 No.95-3）。そこでは、費用の支払義務が現実に存在することまでは求めていないため、概念ステートメント 6 号による負債の定義を満たしていないことになる。SFAS141R は、そのドラフト段階から、SFAS146 による負債認識要件である現在の義務（present obligation）を満たすもの、すなわちリストラは計画が存在するだけでなく、取得日においてすでにリストラ計画の詳細が公表され、関係者に対する企業のコミットメントが行われ、相手に何らかの期待を醸成していなければならないものとしている（pars.B132～136）。そのような負債の定義を満たさないリストラ費用は M&A とは直接関係がなく、事後認識すべき費用となる。負債の減少は、のれん計算式においてはのれん金額の縮減に働く。

のれんの金額決定に関係する点に絞って、改訂基準の内容を、以上のように検討すると、ほとんどがのれん金額を縮減する方向に作用することが明らかとなる。すなわち、M&A における取得対価と個別資産負債との単純差額としてののれんの計算式に変化はないが、対価・資産・負債の 3 要素の公正価値測定を徹底することによって、のれん金額そのものが公正価値になり、コアのれんに近づくのである。

## 4. のれんのコンポーネント分析

---

6) カッシーラー『シンボル形式の哲学 [四]』第 2 章 木田元訳 岩波文庫

上記のように、パーチェス型 M&A のプロセスから発生するのれんは、対価・資産・負債の公正価値測定を徹底することによって、限りなくコアのれんに接近するが、計算技術に起因する不純物、対価の公正測定誤り、無形資産の認識もれが見つかることも考えられる。

そのような事態に備えて、現行基準は、「将来の経済的便益をもたらす資産」というのれん

図表 2 コンポーネント分析と処（置）理

コンポーネント	内 容	望ましい処理
I	純資産の公正価値が簿価を超過している額（キャピタルゲイン）	識別可能な純資産は簿価ではなく公正価値で認識する
II	被取得企業が認識もれしていた純資産（無形資産等）公正価値	無形資産の定義を満たすものはのれんに紛れ込まないよう留意する
III	継続企業としての被取得企業のシナジー効果	コアのれん
IV	被取得企業と取得企業の協働から生まれるシナジー効果	コアのれん
V	対価の評価ミスによる過剰計上	対価の測定に正確を期しミスの発生を防ぐ
VI	Bid 価格のミス等による過剰支払または売り急ぎによる過小支払	のれんではなく Loss または Gain

（出所：SFAS141R）

の定義に合うかどうか、取得者の期待に沿うかどうかを見きわめるにはさらなるコンポーネント分析が必要であるとしている。改訂基準も、図表 2 のようなコンポーネント分析を求め、シナジー効果としてのコアのれん（III&IV）の純度を高める努力を促している。

##### 5. シナジーの“罠”（Synergy Trap）

M&A の正当化に使われるシナジーは、ボストンコンサルティングの M・L・シロワーによれば、M&A の 65% が失敗している元凶であり、シナジーは“罠”である。

シナジーは、M&A 時点で現存する資産価値ではなく、統合後に期待される企業の将来価値にすぎないにもかかわらず、現在価値のように錯覚し易い。これが失敗の第 1 原因となる。現金で買収するときの対価はいうまでもなく現在価値であり、M&A ファイナンスでは次の算式の左辺がゼロ以上であることが融資の条件となる<sup>7)</sup>。

被買収企業単独の企業の現在価値を  $PV_I$ 、シナジー効果の現在価値を  $PV_{SYN}$ 、買収価額を  $P_{PP}$  とするとき、 $\{(PV_I + PV_{SYN}) - P_{PP}\} \geq 0$

この算式ではシナジー効果はスマートに表わされている。しかし、内実がイリュージョンを伴う期待値にすぎなければ、シナジー効果の資産性は乏しく、融資の回収リスクは高い。

第 2 は、社会学者マートンが指摘するように、シナジーという「機能的統一性」の仮定はしばしば事実と反すことである<sup>8)</sup>。被買収企業にはその企業特有の慣習や感情や誇りを持って働

7) DePamphilis, D. [2005] p.192

8) マートン『社会理論と機能分析』「社会の機能的統一の公準」（現代社会学大系 13 森東吾他訳）68 頁 青木書店

いている社員がある。カルチャーの異なる同士が同一企業グループになると、元の企業内では機能的であったカルチャーは、他の集団にとっては逆機能的なことがある。個々の企業の誇りが結合後のグループの連帯性をしばしば破壊することがある。

第 3 は、これもシロワーが指摘するところであるが、M&A を行う経営者 10 人中 8 人は、その後不可欠な経営統合作業のことを考えていないか真剣に実行しないからである。

その結果、美しい幻想に酔いしれた経営者は、惜しげもなく巨額プレミアムを払い、企業価値を高めるどころか、逆に株主価値を毀損していると指摘する。

企業買収の目的として、異業種や関連事業への進出、マーケット・シェアの拡大などが挙げられる。そこには、1960～70年代のように自前でゆっくり成長するゆとりはない、グローバル時代は M&A によらなければライバルに遅れをとるという焦燥感が漂う。企業結合会計基準も整備された。それによれば、これまた 60～70年代と勝手が違って、否応なく相手企業を子会社として支配するパーチェス法を適用しなければならない。その際に発生するのがのれんであり、M&A の会計処理を最も悩ませるのは、のれんの事後処理である。

わが国の現行基準による 20 年以内の規則的償却法は、国際的収斂の一環として、減損テスト法に移行するのはいまや時間の問題であろう。その場合に必要となるのは、のれんは償却資産か非償却資産かという観念的抽象論ではなく、のれんやその他無形資産が発生するプロセスを踏まえた現実的議論であり、対価と個別資産負債の公正価値測定に関する具体的方法論である。その必要性が満たされれば、のれんおよび有効期限のない無形資産についての減損リスクそのものが低下し、減損テスト法の適用がよりの確になるであろう。

### III. のれんの減損テスト

#### 1. IAS36 による減損テストの目的と方法

有形資産および無形資産を対象とする減損テストの一般的な目的は、IAS36 によれば<sup>9)</sup>、減損の兆候の有無にかかわらず、簿価と回収可能額を比較し、簿価が回収可能額よりも大きくなると、回収可能額が簿価を上回ることを確認することである。

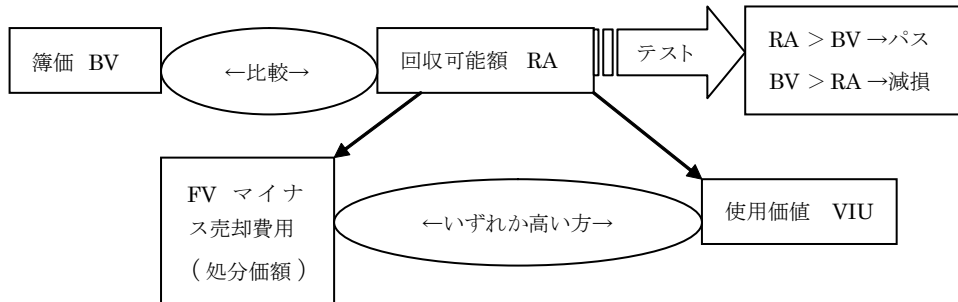
回収可能額 (recoverable amount) とは、図表 3 が示すように、資産または CGU (cash generating unit) の「公正価値 (fair value = FV) マイナス売却費用」(すなわち処分価額) または「使用価値 (value in use = VIU)」のいずれか高い方である (par.18)。

FV マイナス売却費用 (処分価額) または VIU のいずれか高い方の回収可能額 (Recoverable amount=RA) が簿価 (Book value=BV) よりも高いときは何ら処理を要しない (パス) が、

---

9) IAS36 は「のれんを含む固定資産の減損会計基準」である。他方、米国の会計基準では SFAS142 が「のれんおよびその他無形資産」の減損を含めた会計処理を包括的に規定し、SFAS144 では「長期性資産」の減損を含めた処分処理をそれぞれ別個に規定している。

図表3 減損テストにおける簿価・回収可能額比較



(出所：Ernst & Young[ 2007 ] ( P. 954 ) に一部追加)

簿価の方が上回っていれば減損処理をしなければならない (par.8)。いずれか高い方を回収可能額とするのは、企業が資産のサービスポテンシャルが低下し、減損している可能性に気づいたときは、売却するかそのまま使い続けるかを選択するが、通常いずれかキャッシュフローの大きい方を選ぶはずだからである (par.BCZ9)。なお、VIU はプラント設備器具備品等のグループ使用に使われることが多く、将来のキャッシュフローを一定率で割引いたものである。FV も VIU も公正価値であることに変わりはない。

## 2. CGU を使うのれんの減損会計

のれんは、上記 I の 1 項でみたように、他の資産グループから独立してキャッシュフローを生み出すことはできない。個別資産としてののれんを直接的に減損テストすることはできず、CGU(cash generating unit)<sup>10</sup> を使うことになる。そのキャッシュフローが、個別資産からではなく、識別可能な資産グループから生まれるとすれば、テストに当たっては、のれんはどの資産グループに属するかを判定し、まずそこにのれんを割当てなければならない (par. 80)。のれんを割当てられた CGU はそれ自体が減損テストの対象になり、減損を示せば、まずのれんを減額し、次いで CGU の他の資産を減額する。減額したあとの金額は FV, VIU, ゼロのいずれかのうち最高の金額である (pars.104,105)。

なお、減損による損失はただちに損益計算書に表すが、その後減損の回復が認められれば、のれん以外の固定資産については損益計算書上の利益として（その他包括利益ではなく）戻入れ

10) CGU とは、経営管理上ののれんをモニターし易い企業内の最低レベルの組織で事業セグメントよりも大きくない単位である ((par. 80)。なお、SFAS142, 144 は報告単位 (Reporting Unit) と呼び、オペレーティングセグメントと同等またはそれ以下の組織単位をいう。わが国の固定資産減損会計基準の注 7 によれば、減損テストは、「まず共用資産またはのれんが関連する複数の資産または資産グループごとに行い、その後、より大きな単位で行う。」のれんのシナジー効果がより大きな単位に及ぶかぎりは合理的であるが、単位が大きくなればなるほど、減損の兆候もインパクトも薄められる。

できるが、IAS36においても、のれんに限って戻入れ (reversal) は認められない。のれんの減損を戻し入れれば、自己創設のれんの計上になるからである (pars.124,125)。規則的償却法だけが自己創設のれんを計上させないわけではなく、非償却説による減損テスト法も自己創設のれんの計上を避けようとしているのである。

### 3. SFAS142 (2001) によるのれんの減損会計

米国会計におけるのれんの減損テストは図表 4 にみるように、減損の有無を調査する第 1 テスト、減損を測定する第 2 テスト、さらに減損の兆候がみられたときに随時行う追加テストの 3 段階に分かれ、報告単位 (Reporting Unit=RU) の公正価値測定とともに、のれん自体の公正価値測定をも必要とする。きわめて慎重な段取りにみえるが、報告単位内の資産負債に大きな変動がなければ毎年同じ測定値を使う簡便法が認められている (par.27)。

図表 4 SFAS142 によるのれんの減損テスト法

	目的	比較の対象	判定と処理
第 1 減損テスト (annually)	潜在的な減損の有無確認 (identification)	RU の FV (1) と RU の BV	RU の BV が RU の FV を上回ると減損
第 2 減損テスト (annually)	減損損失の測定 (measurement)	RU・GW の FV (2) と RU・GW の BV	GW の BV が GW の FV を上回る差額が減損損失
追加減損テスト	ビジネスにネガティブな事象の発生または環境の変化 (3)	RU の FV と RU の BV	上記の判定と処理を行う

(1) 報告単位 (RU) の公正価値 (FV) とは、その報告単位 (ビジネスユニット) を独立した第三者に売却すると仮定したときの価額、たとえば活発な株式市場における株価またはシナジー効果を織り込んだ支配獲得の対価である (par.23)。

(2) 報告単位ののれん (GW) の公正価値とは、M&A でのれんが発生するのと同じプロセスを想定したもので、買収対価と個別資産負債の公正価値の差額である (par.21)。

第 1 と第 2 のテストは毎年一定の時期に行うが、M&A 当時と同様の公正価値測定は現実的ではなく、報告単位内の資産負債に大きな変動がなければ毎年同じ測定値を使う簡便法が認められているから、簡便法を使う場合には (1) も (2) も事実上“通過儀礼”となることが多いのではなかろうか。

(3) 毎年の定例テストの他に、次のような事象や環境変化があったときはその都度追加テストを行う。

- ① 事業環境に係わる法的要因のネガティブな変化
- ② 当局による規制・査定の強化
- ③ 予期せぬ競争の激化
- ④ キーパーソンの退社



- ⑤ 報告単位の売却処分の実効性ある計画
- ⑥ 報告単位内の重要資産（SFAS144の対象である長期性資産）の減損の兆候
- ⑦ 報告単位グループ内子会社ののれんの減損処理

4. SFAS144（2001）による長期性資産の減損会計

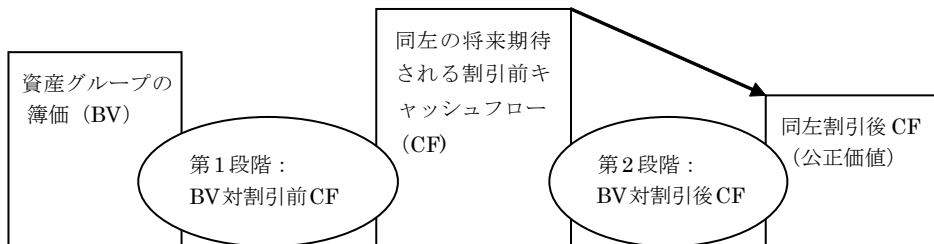
米国の減損会計基準は、のれんとその他無形固定資産を対象としたSFAS142と並んで長期性資産を対象とするSFAS144に分かれているため、のれんは一見SFAS144から除外されているように見える。しかし、長期性固定資産を個別ベースではなく資産グループで減損テストを行うときは、その資産グループ自身が報告単位であるかその構成要素であるときは、その中にのれんを含めて判定してよいことになっている（par.12）。被買収企業が子会社となるときののれんは、資本連結の結果、連結貸借対照表上で認識されるが、吸収合併時ののれんは、買収資産グループの一部として認識されることがあるからである。その場合、資産グループ内の棚卸資産や売掛金買掛金などは減損テストの対象から除外することは容易であっても、のれんを除外することは難しい。そのためには、資産グループの構成要素としてののれんの減損テストは合理的である。

SFAS144による減損テストの手順はSFAS142の手順と異なる。まず第1段階では資産（または資産グループ）の簿価と、その使用または処分から得られると期待されるキャッシュフローの割引前金額（Undiscounted Cash flows）を比較する。その結果、簿価が割引前金額を上回るようならば、簿価の回収可能性（recoverability）はないと判定する。

第2段階では、簿価が割引後の公正価値を上回る超過額を減損損失とする。減損損失に見合う資産グループを構成する資産にプロラタで配分し簿価を引き下げることになる（par.7）。第2段階で減損損失となるのは簿価と公正価値との差額である。

ここで注目すべきは、第1段階での簿価の回収可能性テストでは「割引前の将来キャッシュフロー」が使われ、第2段階での減損損失算定では「公正価値」が使われることである。前者のキャッシュフローは固定資産の使用から得られるものであるとしても、後者の公正価値何

図表5 SFAS 144の減損手続における簿価と期待キャッシュフローの関係



を意味するかは必ずしも明らかではない。仮に公正価値が減損含みの固定資産の時価を意味するとすれば、公正価値は使用価値に比べて格段に安いはずであり、そこまで簿価を切下げるときの減損損失は大きくなる<sup>11)</sup>。しかしながら、事業用資産に減損の兆候があるからといってすぐ処分するとは限らず、むしろ最良の使用方法を編み出すことの方が多いと考えられる。SFAS144 本文では不明瞭であるが、Appendix A の Example 4 は減損の兆候を帯びた長期性資産の公正価値測定のテクニックを例示している。それによれば、これからの 10 年に亘るキャッシュフロー流列を予測し、各流列にウエイト付けした確率を掛けた毎年のキャッシュフローを年度毎のリスクフリー金利で割引いて公正価値を測定する。この方法は概念ステートメント 7 号の公正価値測定法であり、使用価値と交換価値を比較し、最良・最高価値の方を公正価値と定義する SFAS157 と一致している。要するに、市場価値が容易に見出せない事業用固定資産の公正価値とは、資産を保有するマネジメントがベストと考える方法とそこから期待するキャッシュフロー（もちろん第三者の客観的な目からみても適切でなければならないが）がベースとなる。

#### IV. 減損会計の理論と実務

##### 1. SFAS144 の減損処理の考え方

###### 1) 新取得原価論 (New Cost Basis)

SFAS144 は減損の過程を、回復不可能な簿価をもつ資産は一旦処分し、再投資したとみる。したがって減損後の簿価は再投資による新たな取得原価であり、その他資産の取得原価とイコールフットィングになったとみるのである。

清算・再投資論自体は時価会計にも使える論法であるが、減損処理にあつては新取得原価が当初の取得原価を上回ることにはあり得ないから、「現行の会計モデルは変えるべきではない」(par.B53) 方針、つまり取得原価主義の枠組みは変えない方針とも一致させている。

###### 2) 減損の戻入れ禁止

新取得原価論は当初の取得原価の棄却であり、減損の戻入れ (restoration) は、いまさら禁止する (par.15) までもなく、論理的にあり得ないのである。

###### 3) 割引前キャッシュフローの回収可能性テスト

減損テストの第 1 段階は簿価の回収可能性のテストであるが、将来キャッシュフローを割引くことなく比較の対象とする。IAS36 と異なり、公正価値測定は第 2 段階まで持ち越されている。簿価という過去の投資価額を将来キャッシュフローと比較するのはいかなる論理に

---

11) 辻山栄子編著 [2003] の第 1 章によれば、SFAS144 では簿価を公正価値 (時価) まで切り下げることが求められているのに対して、日本基準と国際会計基準では簿価を回収可能額まで切り下げることが求められている。通常、使用価値が公正価値を上回るはずであるから、減損処理額は、日本基準と国際会計基準の方が米国基準より相対的に小さくなる。(11 頁)

よるのであろうか。論理よりも現実の要請が働いているとしか考えられない。というのは、SFAS142が減損テスト（1）と（2）の通過儀礼を設けているように、割引後の公正価値を無視する回収可能性テストはよくいえば安易な減損を未然に防止するからである。

次の事例は未然防止効果をよくあらわしている。

英国のボーダフォンは2005年3月期に低成長予測による無形資産とのれんの減損を行った。まずUK GAAPによる決算では、ライセンスおよびのれん£83billionのうち£13billionを減損処理し、純損失として△£7.5 billionを計上。1株当たり減損損失は20penceで、結果的に1株当たり損失は△11penceとなった。他方、US GAAPによる決算では、のれんの減損は、Two Step方式により、すなわち減損テスト段階では割引前CFで判断するため、当期利益影響額ゼロ。したがって1株当たり利益は9penceとなった<sup>12)</sup>。

## 2. IAS36 はなぜ割引前キャッシュフローによる減損テストを拒絶したか

IASCは次の4つの資産価値を比較し討議したという(par.BCZ10)。(1) 割引前キャッシュフローによる価値、(2) 市場価格等による公正価値(FV)、(3) 資産使用価値(VIU)、(4) FVまたはVIUいずれか高い方。

ある意見によれば、①歴史的原価会計では資産の経済価値を測定することに係わることはない、②将来キャッシュフローを現在価値に割引く技術は未熟であり、割引率の選択は主観に左右される、③割引は減損を増やす。①と②は一般論としての前置きであり、③がある意見の本音であろう。

さて、上記(1) 割引前キャッシュフローを拒絶し、(4)を選んだ背景としてIASCは次のような理由を挙げている。

- A 合理的な経済取引ではマネーの時間価値を考えている。回収可能額を測定する目的は投資判断に反映するためであるから、将来のキャッシュフローをいまのキャッシュフローと同一視してはならない
- B マネーの時間価値を計算に入れた会計情報は有用である
- C 企業はすでに割引テクニックに馴れている
- D 割引テクニックはすでに退職給付会計などで使われている

これらの理由は、ある意見に対する反論であり、SFAS144の割引前に対する批判ともなっている。

## 3. IAS36 による将来キャッシュフローの予測と割引率の選定

---

12) Angwin, D.[2007] p. 51

これまでの議論では、あたかも将来キャッシュフローの予測や現在価値への割引率の選定はすでに実務が定着しているかのようであった。しかし、のれんに関わる将来キャッシュフローの予測は退職給付に関わるそれ以上に主観的な仮定または前提によらざるを得ない。IAS36 は VIU (使用価値) の予測する基本について次のようにいう (par.33)。

第 1 の仮定または前提は、あるレンジの経済環境を想定し、できる限り外部情報に裏付けされた、マネジメントによる best estimation (推定) である。

第 2 は、やはりマネジメントが承認した予算による cash flow projections (資金計画) である。計画期間は、とくに長引かせるべき事情がなければ、「最長 5 年」である。

ここでは「最長 5 年」にとくに注目する必要があるのは、これ以上先を読むことは、環境変化の急激さからみて、人間の予測能力をはるかに超えると思われるからである。

なお、IAS36 は、類似資産の取引に通常使われる金利または CGU (Cash Generating Unit) のキャッシュフローについては WACC を適用すべき割引率として推奨している (par.56)。

#### 4. わが国の減損会計基準の問題点

2005 年 4 月から適用開始されているわが国の減損会計基準は、事業用固定資産の収益性が当初の予想以下に低下したときに、資産の帳簿価額を回収可能額まで引き下げることを目的としている。それは棚卸資産における低価法、償却固定資産に対する臨時償却と同様、「取得原価基準のもとで行われる帳簿価額の臨時的な減額」である (意見書三基本的考え方)。臨時償却は物理的滅失や耐用年数の短縮、残存価値の修正にもとづく臨時的な減額であるが、「減損は将来の収益性低下による減額である」。また、「金融商品の時価会計と異なる」と強調している。事業用固定資産の特性と企業の通常の保有目的に照らせば、当然であろう。そこまでは誰しも異議はないであろう。

疑問がもたれるのは、「決算日における資産価値を貸借対照表に表示することを目的とするのではない」とか、「取得原価基準の下で行われる帳簿金額の臨時的な減額である」と、必要以上に取得原価主義をアピールしていることである。その意図はどこにあり、その意義は何だろうか。回収可能額が簿価を下回ったときに簿価を減額するのであって、上回ったときにも簿価を増額することはあり得ないという意味では、時価主義ではなく、取得原価主義である。

問題は、取得原価主義は取得原価の期間配分と結びつき易いことである。機械設備や建物構築物のように、使用することによって、または単なる時間の経過によって、物理的なまたは経済的な価値が減少する有形固定資産には、減価償却による取得原価の期間配分が適切である。他方、使うことによって価値が減少するのか、またどのようなテンポで減少するのか分らないのれんやその他無形資産については、有形固定資産のように規則的償却するのが正しいとはいえない。規則的償却による取得原価の期間配分は価値評価を忘れがちである。これに対して、

のれんの経済価値を定期的に見直す減損テスト法は、価値が移ろい易いのれん簿価の減少をアドホックにはあるが、規則的償却に比べればはるかにタイムリーな開示に結びつき易い。

グローバル競争が激しく、環境変化が激しい時代には、過去の取得価額の期間配分ではなく、資産の現在価値が重視される背景には、以上のような理由があるはずである。資産の価値評価は必ずしもキャピタルゲインを認識するためではない。事業用資産は通常売却を目的としないから、使用を前提とした公正価値が簿価を下回る事態を警戒すれば良いのである。また、株主・投資家のみならずマネジメントにとっても、先を読み投資の失敗をアップデートに認識測定することが求められるとすれば、過去の取得原価へのこだわりはリスクを増やすことになりかねない。また、当初の取得原価へのこだわりが過度にわたると、将来キャッシュフローを予測するプロセスは機能不全に陥る。わが国の減損会計基準には、SFAS144と同様、以下のような問題点がみられる。

- (1) 「減損の存在が相当程度に確実な場合に限って減損損失を認識することが適当である」（意見書三の2）。
- (2) そのために、「資産または資産グループの簿価が割引前将来キャッシュフローを上回ること」が減損損失を認識する前提となる。
- (3) 将来キャッシュフローの見積期間として最長 20 年まで認めている。
- (4) 減損後の収益性の回復による減損損失の戻入れを禁止するのもその論理的帰結である。
- (5) のれんに限っていえば、共用資産に減損の兆候がある場合、減損損失を認識するかどうかの判定は、まず共用資産が関連する資産または資産グループごとに判定を行い、その後、より大きな単位で行う（会計基準注7）。その場合、のれんを含まない資産グループにおいて算出された減損損失控除前の帳簿価額にのれんを加えた金額と、割引前キャッシュフローの総額を比較する（会計基準8項）。

このように減損認識に対するガードを高く設定すると、減損認識が遅れ、その間に減損が進むようなことがあれば、たまったマグマが一挙に噴火するように、最終的な減損損失は大きくなるおそれがある<sup>13)</sup>。その場合、株主・投資家の期待に反することは避けられない。

## 5. 減損会計基準と概念の国際比較（のれんの減損処理を中心として）

わが国の減損会計基準を図表6のように国際比較するとき、もっとも目立つ違いは、のれ

---

13) 減損会計の適用による減損損失は将来キャッシュフローの見積りによるものであるから、債務確定主義による税務上の損金にならない。減損後も税務上の帳簿価額は元のままだとすると、税務上と会計上の帳簿価額に差が生じ、これは将来減算の一時差異になる可能性はある。しかし、連結貸借対照表上ののれんに限っていえば、それは個別貸借対照表上の子会社株式の一部であるから、子会社株式を売却することが明確になっていなければ、スクジューリング不能な一時差異ということになり、原則として税効果会計の回収可能性はないものとして扱われる。このような税務上および税効果会計上の事情も減損インパクトが大きくなる原因である。

図表 6 のれんの減損会計基準の国際比較

	IAS36	SFAS142 & 144	わが国減損会計基準
対象資産	すべての資産	SFAS142: のれんとその他無形資産 SFAS144: 長期性資産 (のれんを含む資産グループ)	すべての固定資産 (金融資産, 繰延税金資産, 前払年金資産を除く)
のれんの資産性	非償却説→減損	非償却説→減損	償却説→償却+減損
減損テストの時期	毎年一定の時期および減損の兆候がみられる都度	142—毎年一定の時期および減損の兆候がみられる都度 (B65) 144—減損の兆候がみられる都度 (8 & 9)	減損の兆候がみられる都度
簿価と比較すべき回収可能額の測定	キャッシュ生成単位 (CGU) の公正価値 (FV) マイナス売却費用または使用価値 (VIU), いずれか大きい方と比較	第 1 段階では報告単位の将来の割引前 CF と比較。第 2 段階では割引後 CF と比較	第 1 段階では資産または資産グループの将来の割引前 CF と比較, 第 2 段階では割引後 CF と比較
回収可能額の見積り最長期間	とくに延長すべき事情がないかぎり 5 年	なし	20 年
減損損失額	簿価と回収可能額の差額 (簿価を回収可能額まで切下げる)	簿価と FV (将来 CF の割引後の公正価値)	簿価と回収可能額の差額 (簿価を回収可能額まで切下げる)
減損損失の戻入れ	原則 OK ただし, のれんについては禁止	禁止	禁止

んは規則的に償却し, 使用期間に費用配分すべきすべき資産とみていることである。したがって, 減損は予備的かつ臨時的な簿価の修正方法である。

これに最も対照的なのが IAS36 である。そこでは, 公正価値 (FV) マイナス売却費用または使用価値 (VIU) のいずれか大きい方を回収可能額として簿価と比較するが, 回収可能額とは減損テスト時の価値である。したがって, IAS36 による減損テストは, 過去取得した原価の期間配分というよりも価値評価である<sup>14)</sup>。減損の兆候がみられる特別なときだけではなく毎期一定時にレビューし, のれん以外は減損の戻入れも行う。

IAS36 による回収可能額の見積り最長期間は「とくに延長すべき事情がないかぎり 5 年」である。技術変化が激しく企業価値が変り易い, IT のような業界では 5 年でも長すぎる位である。先の見通しが利くのは精々 3 年程度であろう。わが国の 20 年はいかにも長すぎる。会計基準が許容する見積り年数は, それが蓋然性年数であろうと経済性であろうと, 長すぎれば長すぎるほど, 見積りに恣意性を招きやすい。

14) IAS36 の前身である IAS22 は, 減損テストは「原価配分とうよりも, 価値評価の概念であり, (中略) 資産から生じる経済的便益の消費と反映するものではない」としていた。

## おわりに

本稿では、のれんが発生する M&A プロセスと計算式における対価と個別資産負債の公正価値測定に焦点を当てることにより、対価と個別資産負債の単純差額のれんから、本来の無形資産としてののれん、シナジー効果としてのコアのれんへの純化プロセスを辿ってみた。そこから得られた結論は、M&A の手段である株式等の対価と、M&A の対象である個別資産負債の公正価値測定を徹底すればするほど、のれん金額は縮減し、本来の無形資産とコアのれんに接近するという理論的には単純であるが、実務上重要な法則である。のれんは償却資産か非償却資産かという抽象論は要らなくなる。この法則をこれからの M&A 会計に応用すれば、将来の超過収益力として期待されるシナジーの価値が測定し易くなるであろう。そのためには、M&A の交渉経緯、合意内容、条件等を丹念に記録し、会計処理の所産としてのコアのれんの発生プロセスと照合できるよう準備すべきであろう。

以上

## &lt;参考文献&gt;

- Angwin, D. [2007] *Mergers and Acquisitions* Blackwell Publishing  
Canning, J.B. [1929] *The Economics of Accountancy* The Ronald Press Company  
DePamphilis, D. [2005] *Mergers, Acquisitions, and Other Activities Third Edition* Elsevier Academic Press  
Sirower, M. L. [1997] *The Synergy Trap How Companies Lose the Acquisition Game*, The Free Press  
井上光太郎他 [2006] 『M&A と株価』 東洋経済新報社  
梅原秀継 [2000] 『のれん会計の理論と制度』 白桃書店  
醍醐聡 「持続的競争優位の経営戦略とのれんの償却・減損論争の展望」 『会計』 第 141 巻, 第 4 号  
辻山栄子編著 [2003] 『逐条解説減損会計基準』 中央経済社  
米山正樹 [2003] 『減損会計—配分と評価—』 森山書店

